

貴金属に係る限日現金決済先物取引のリニューアルについて

2025年6月30日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

昨今、金限日現金決済先物取引及び白金限日現金決済先物取引において、市場価格と理論現物価格の間に大きな乖離が継続して発生していることを受けて、当社は昨年12月3日及び本年2月18日にそれぞれ注意喚起を行い、理論現物価格の算出に用いられる標準物の中心限月等の価格を勘案のうえ取引を行うよう注意喚起を実施して参りました。しかしながら、当該乖離の大きな改善がないまま、理論現物価格を基準として算出した呼値の制限値幅の上限に価格が達し、取引が成立しえない状況も散見されるなど適切な価格形成が阻害されたほか、流動性減少及びそれに伴う価格変動の増幅が見られるなど、投資家保護の観点からも望ましくないと云々ざるを得ない状況が続いております。

こうした状況を踏まえて、当社は市場関係者との間で改善に向けた対策の議論を重ねてまいりましたが、多様な投資家の皆様に安心して取引をしていただくためには、当社市場において最も流動性が高い現物先物取引の標準物との裁定取引が有効に機能するよう限日現金決済先物取引の商品性を抜本的に変更するほかはないとの判断に至り、限日現金決済先物取引を取引最終日のある新商品にリニューアルすることとしました。

具体的には、2026年4月13日に、新たに金標準先物の価格又は白金標準先物の価格を取引対象とする、1年程度で取引最終日が到来する商品設計の金の限月現金決済先物取引及び白金の限月現金決済先物取引を上場します。一方、現行の限日現金決済先物取引は2026年12月22日を取引最終日として休止します。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. 金の限月現金決済先物取引及び白金の限月現金決済先物取引の上場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金標準先物の価格を取引対象とする取引単位100gの限月現金決済先物取引を新たに上場します。 ・ 白金標準先物の価格を取引対象とする取引単位100gの限月現金決済先物取引を新たに上場します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引制度詳細は、別紙1を御参照ください。 ・ 取引制度詳細は、別紙2を御参照ください。
2. 金限日現金決済先物取引及び白金限日現金決済先物取引の休止 (1) 休止規定の新設 (2) 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金限日現金決済先物取引及び白金限日現金決済先物取引の休止に伴う取引最終日の設定など休止に関する事項を定めることとします。 ・ 限日現金決済先物取引及び休業日の規定にかかわらず、取引最終日の立会の終了をもって、金限日現金決済先物取引及び白金限日現金決済先物取引に係る新たな限日現金決済先物取引を休止し、ロールオーバーは行わないこととします。 ・ 取引最終日の立会終了時までには転売又は買戻しが行われなかった未決済約定については、取引最終日の翌営業日に当社が定める最終清算数値により最終決済を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日は、本制度要綱公表の約1年半後の2026年12月22日とする予定です。 ・ 最終清算数値の計算方法については、株式会社日本証券クリアリング機構が日々定める通常清算数値と同様とします。 ・ 最終清算数値の計算方法は参考を御参照ください。

項 目	内 容	備 考
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、所要の改正を実施します。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

金の限月現金決済先物取引及び白金の限月現金決済先物取引の上場は2026年4月13日を予定しています。また、金限日現金決済先物取引及び白金限日現金決済先物取引の取引最終日は2026年12月22日とします。

以 上

【参考】 最終清算数値の計算方法

$$r_{2-6} = [\log (F_6 / F_2)] / t_{2-6}$$

$$S = F_2 / e^{-r_{2-6} t_{0-2}}$$

(注1) 上式における各記号の意味は次のとおりとする。

S : 理論現物価格

r_{2-6} : 現物先物取引の2番限月及び6番限月の清算値段をもとに算出したフォワードレート

F_2 : 現物先物取引の2番限月の清算値段

F_6 : 現物先物取引の6番限月の清算値段

t_{2-6} : 現物先物取引の2番限月の納会日と6番限月の取引最終日の間隔/360

e : 自然対数の底

t_{0-2} : 取引日と現物先物取引の2番限月の取引最終日の間隔/360

(注2) 限日現金決済先物取引の理論現物価格は、当該限日現金決済先物取引の対象となる現物先物取引の2番限月及び6番限月の清算値段をもとにフォワードレート（本所市場内における想定上の貸借に係る利率をいう。以下同じ。）を算出し、当該利率と現物先物取引の2番限月の当月限取引最終日までの残存日数に基づき、現物先物取引の2番限月の清算値段から計算した理論上の現物価格をいう。

(注3) フォワードレートの算出にあたっては、小数第8位を四捨五入する。

(注4) 限日現金決済先物取引の理論現物価格は、1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値段とする。

項 目	内 容	備 考
3. 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月の金標準先物取引の取引最終日が終了する日の前営業日に終了する取引日を取引最終日とする1限月取引制（10月の金標準先物取引の取引最終日が終了する日の翌営業日から最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日までの間においては2限月取引制）とします。 ・ 10月の金標準先物取引の取引最終日が終了する日の翌営業日の日中立会から新たな限月取引を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引期間は1年2か月とします。
4. 取引単位及び呼値等	<ul style="list-style-type: none"> （1）取引単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引単位は100gとします。 （2）呼値 <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 （3）呼値の単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1gにつき1円とします。 （4）呼値の制限値幅 <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 ・ 呼値の制限値幅は、制限値幅の基準値段（原則、当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る基準値段と同一とします。ただし、対応する当該現物先物取引の限月取引が存在しない場合には、前取引日の当該限月現金決済先物取引の限月取引の清算数値（前取引日に当該限月取引の清算数値がないと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効期間条件・執行数量条件については、他の商品先物取引と同様です。 ・ 1ティックの金額は100円となります。 ・ 基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数がある

項 目	内 容	備 考
<p>5. 取引の停止及び一時中断</p> <p>(1) 取引の停止</p> <p>(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)</p> <p>(3) 即時約定可能値幅</p>	<p>きにあつては、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値) とします。) を中心に当該値に5%を乗じて得た数値 (以下「制限値幅」といいます。) の範囲内とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、制限値幅の基準値段にそれぞれ10%、15%を乗じて得た数値とします。 ・ 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が取引の状況に異常があると認める場合 b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないとした場合 c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 ・ 金標準先物取引の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限の値段又は下限の値段で取引等が行われた場合、取引対象が同一の商品先物取引として、金標準先物取引における取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー) に連動して、全限月取引の取引を10分間以上中断します。 ・ 当該取引の一時中断にあわせて、全限月取引に係る呼値の制限値幅の上限 (下限) を拡大します。 ・ 各限月取引に係る立会において、即時約定可能値幅 (以下「DCB」といいます。) 	<p>ときは、これを切り下げるものとします。</p>

項 目	内 容	備 考
(Dynamic Circuit Breaker) 6. 取引規制の方法 7. ストラテジー取引 8. J-NE T取引	<p>を以下のとおり適用します。</p> <p>a DCB の基準となる値段から当社が定める値幅（以下「DCB 値幅」といいます。）を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該 DCB 値幅の範囲内におけるすべての注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。</p> <p>b 前 a による取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から DCB 値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該 DCB 値幅の値段に DCB の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。 ・ ストラテジー取引を行うことができるものとし、呼値の単位は、1円とします。 ・ J-NE T取引を行うことができるものとし、呼値の単位は、0.01円とします。 ・ J-NE T取引における値幅は、直近約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）から、立会における呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 32 を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DCB の基準となる値段は、直近の約定値段、直近の約定が無い場合は基準値段を採用します。 ・ DCB 値幅は 40 円とし、取引の一時中断時間は、原則として、30 秒間とします。 ・ ただし、寄り付きの DCB 値幅は 120 円、引けの DCB 値幅は 80 円とします。 ・ カレンダー・スプレッド取引及び商品間スプレッド取引を可能とします。 ・ 取引の仕組みについては、他の商品先物取引と同様とします。 ・ 取引の仕組みについては、他の商品先物取引と同様とします。 ・ ただし、当取引日に直近約定値段がな

項 目	内 容	備 考
9. ギブアップ 10. 建玉制限・大口建玉の報告	<p>乗じて算出した数値を加減した値幅とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップ制度の対象とします。 ・ 建玉制限・大口建玉の報告の対象外とします。 	<p>い場合は、立会における呼値の制限値幅の基準値段とします。</p>
II. 清算・決済 1. 最終決済 2. 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本証券クリアリング機構が定める方法により行います。 ・ 各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌営業日に最終清算数値による決済を行います。 ・ 最終清算数値は、当該限月取引と同一限月の金標準先物取引の限月取引に係る日中立会開始時の約定値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終清算数値は取引最終日の翌営業日に定めます。
III. その他 1. 取引手数料 2. マーケットメイカー制度 3. 祝日取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売付け又は買付けごとに1取引単位につき20円とします。 ・ マーケットメイカー制度の対象とします。 ・ 祝日取引の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な制度内容については、今後、取引参加者に通知します。

項 目	内 容	備 考
4. 情報開示 (1) 相場情報 (2) 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の先物取引と区分して、四本値、取引高及び建玉残高等の相場情報を公表します。 ・ 投資部門別取引内容（取引高及び取引契約金額）を開示します。 	

Ⅲ. 取引開始日

2026 年 4 月 13 日を予定しています。

以 上

項 目	内 容	備 考
3. 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月の白金標準先物取引の取引最終日が終了する日の前営業日に終了する取引日を取引最終日とする1限月取引制（10月の白金標準先物取引の取引最終日が終了する日の翌営業日から最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日までの間においては2限月取引制）とします。 ・ 10月の白金標準先物取引の取引最終日が終了する日の翌営業日の日中立会から新たな限月取引を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引期間は1年2か月とします。
4. 取引単位及び呼値等	<ul style="list-style-type: none"> （1）取引単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引単位は100gとします。 （2）呼値 <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 （3）呼値の単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1gにつき1円とします。 （4）呼値の制限値幅 <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 ・ 呼値の制限値幅は、制限値幅の基準値段（原則、当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る基準値段と同一とします。ただし、対応する当該現物先物取引の限月取引が存在しない場合には、前取引日の当該限月現金決済先物取引の限月取引の清算数値（前取引日に当該限月取引の清算数値がないと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効期間条件・執行数量条件については、他の商品先物取引と同様です。 ・ 1ティックの金額は100円となります。 ・ 基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位の満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位の満たない端数がある

項 目	内 容	備 考
<p>5. 取引の停止及び一時中断</p> <p>(1) 取引の停止</p> <p>(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)</p> <p>(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)</p>	<p>きにあつては、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値)とします。)を中心に当該値に10%を乗じて得た数値(以下「制限値幅」といいます。)の範囲内とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、制限値幅の基準値段にそれぞれ20%、30%を乗じて得た数値とします。 ・ 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が取引の状況に異常があると認める場合 b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合 c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 ・ 白金標準先物取引の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限の値段又は下限の値段で取引等が行われた場合、取引対象が同一の商品先物取引として、白金標準先物取引における取引の一時中断(サーキット・ブレーカー)に連動して、全限月取引の取引を10分間以上中断します。 ・ 当該取引の一時中断にあわせて、全限月取引に係る呼値の制限値幅の上限(下限)を拡大します。 ・ 各限月取引に係る立会において、即時約定可能値幅(以下「DCB」といいます。)を以下のとおり適用します。 	<p>ときは、これを切り下げるものとします。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>a DCB の基準となる値段から当社が定める値幅（以下「DCB 値幅」といいます。）を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該 DCB 値幅の範囲内におけるすべての注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。</p> <p>b 前 a による取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から DCB 値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該 DCB 値幅の値段に DCB の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> DCB の基準となる値段は、直近の約定値段、直近の約定が無い場合は基準値段を採用します。 DCB 値幅は 40 円とし、取引の一時中断時間は、原則として、30 秒間とします。 ただし、寄り付きの DCB 値幅は 120 円、引けの DCB 値幅は 80 円とします。
6. 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。 	
7. ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ストラテジー取引を行うことができるものとし、呼値の単位は、1 円とします。 	<ul style="list-style-type: none"> カレンダーस्पレッド取引及び商品間स्पレッド取引を可能とします。 取引の仕組みについては、他の商品先物取引と同様とします。
8. J-NE T取引	<ul style="list-style-type: none"> J-NE T取引を行うことができるものとし、呼値の単位は、0.01 円とします。 J-NE T取引における値幅は、直近約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）から、立会における呼値の制限値幅の基準値段に 100 分の 32 を乗じて算出した数値を加減した値幅とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の仕組みについては、他の商品先物取引と同様とします。 ただし、当取引日に直近約定値段がない場合は、立会における呼値の制限値

項 目	内 容	備 考
9. ギブアップ 10. 建玉制限・大口建玉の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップ制度の対象とします。 ・ 建玉制限・大口建玉の報告の対象外とします。 	幅の基準値段とします。
II. 清算・決済 1. 最終決済 2. 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本証券クリアリング機構が定める方法により行います。 ・ 各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌営業日に最終清算数値による決済を行います。 ・ 最終清算数値は、当該限月取引と同一限月の白金標準先物取引の限月取引に係る日中立会開始時の約定値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終清算数値は取引最終日の翌営業日に定めます。
III. その他 1. 取引手数料 2. マーケットメイカー制度 3. 祝日取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売付け又は買付けごとに1取引単位につき20円とします。 ・ マーケットメイカー制度の対象とします。 ・ 祝日取引の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な制度内容については、今後、取引参加者に通知します。

項 目	内 容	備 考
4. 情報開示 (1) 相場情報 (2) 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の先物取引と区分して、四本値、取引高及び建玉残高等の相場情報を公表します。 ・ 投資部門別取引内容（取引高及び取引契約金額）を開示します。 	

Ⅲ. 取引開始日

2026 年 4 月 13 日を予定しています。

以 上